

平成23年11月21日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 古里洋子

平成23年(ワ)第21145号 執行文付与請求事件

口頭弁論終結日 平成23年10月3日

判 決

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

東京都 [REDACTED]

被 告 守 屋 [REDACTED]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、85万9532円及びこれに対する平成23年7月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求(1と2は選択的)

- 1 主文1項と同旨
- 2 原告と被告との間の東京地方裁判所平成21年(ワ)第19144号損害賠償請求事件の第6回口頭弁論調書(判決)について東京地方裁判所書記官は被告に対し強制執行のため原告に執行文(被告の住民票上の住所が「東京都[REDACTED]であることを付記したもの)を付与すべきことを命ずる。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償金85万9532円及びこれに対する平成23年7月15日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払(以下、これを求める請求を「1請求」という。)か、又

は前記第1の2の執行文付与（以下、これを求める請求を「2請求」という。）を求めるものである。

1 前提事実（各項末尾掲記の証拠により認められる。）

(1) 東京地方裁判所は、平成22年2月26日、平成21年(ワ)第19144号損害賠償請求事件について、別紙の内容の判決（調書判決）（以下「前訴判決」という。）を言い渡した。

（甲1号証）

(2) 上記判決は、平成23年8月12日の経過により確定した。

（甲4号証）

2 当事者の主張

(1) 1請求について

(原告の主張)

原告は、被告に対し、前訴判決を得たが、その後に他の者から支払を受けたので、その充当後の残金85万9532円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める。

(被告の主張)

争う。

(2) 2請求について

(原告の主張)

前訴判決においては、被告に対して公示送達がされたが、その後、被告の住所が判明した。事後的に判明した住所を執行文に付記することは、強制執行に必要なものとして許容されるべきである。

(被告の主張)

争う。

第3 争点に対する判断

1 1請求について

被告は縷々述べるが、前訴判決に係る口頭弁論終結日である平成22年2月19日（甲1号証）以後の事情は何ら主張しない。

したがって、1請求は理由がある。

2 よって、2請求につき判断するまでもなく、1請求を認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第28部

裁 判 官 阪 本 勝

裁判官認印



第6回口頭弁論調書（判決）

事件の表示 平成21年(ワ)第19144号

期日 平成22年2月26日午後1時10分

場所及び公開の有無 東京地方裁判所民事第41部法廷で公開

裁判官 柳澤直人

裁判所書記官 鈴木亞紀子

出頭した当事者等 (なし)

弁論の要領等

裁判官

次のとおり主文及び理由の要旨を告げて判決言渡し

当事者

別紙当事者目録記載のとおり

主文

別紙主文記載のとおり

請求

別紙訴状写しの請求の趣旨欄及び請求の原因欄記載のとおり

理由の要旨

被告は、公示送達による呼出しを受けたが、本件口頭弁論期日に出頭しない。

証拠によれば、請求原因事実はすべて認められる。

弁論終結日

平成22年2月19日

裁判所書記官 鈴木亞紀子

別 紙

当 事 者 目 錄

原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

(就業場所)

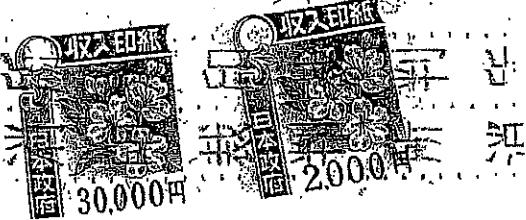
東京都中央区日本橋本町三丁目10番9 株式会社ハイ・トレード内

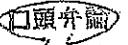
被 告 守 屋 [REDACTED]

別 紙

主 文

- 1 被告は、原告に対し、550万円及びこれに対する平成22年2月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。



準備的
審 / 國  原述
弁論準備

正 本

訴 状

平成21年6月9日

東京地方裁判所 民事部 御中

元 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-19-5

虎ノ門1丁目森ビル2階 あおい法律事務所(送達場所)

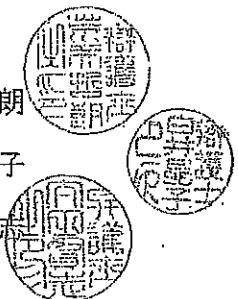
電話 03-3501-3600

FAX 03-3501-3601

上記訴訟代理人 弁護士 荒井 哲朗

同 弁護士 白井 晶子

同 弁護士 太田 賢



〒103-0023 東京都中央区日本橋本町三丁目10番9

被 告 株式会社ハイ・トレード

上記代表者代表取締役 菅原 [REDACTED]

元 [REDACTED] 埼玉県 [REDACTED]

被 告 菅原 [REDACTED]

(就業場所 住居地が知れないので同所に送達されたい。以下、就業場所を記載している被告について同旨)

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町三丁目10番9

株式会社ハイ・トレード内

被 告 数馬 [REDACTED]

貼用印紙	3200円
郵	1680円
備	[REDACTED]



(就業場所)

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町三丁目10番9

株式会社ハイ・トレード内

被 告 秋葉 [REDACTED]

(就業場所)

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町三丁目10番9

株式会社ハイ・トレード内

被 告 守屋 [REDACTED]

(就業場所)

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町三丁目10番9

株式会社ハイ・トレード内

被 告 竹内 [REDACTED]

損害賠償請求事件

訴訟物の価格 金550万円

貼用印紙額 金3万2000円

請求の趣旨

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、金550万円及びこれに対する本訴状送達の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 仮執行の宣言

請求の原因

第1 本件事案の概要

本件は、被告株式会社ハイ・トレード（以下、「被告会社」という。）の従業員

らが、海外市場における商品先物取引の勧誘から終結に至るまで、業として同取引を受託する業者ないしその従業員が委託者に対して負う注意義務に著しく違反する違法行為を繰り返し、同人に金550万円の損害を与えたものである。

原告は昭和5年生まれの高齢者であり、預金を解約し、資金を工面させられてこれを奪われており、適合性原則違反の違法があることは疑いを容れる余地がない。

第2 当事者

1 原告は、昭和5年[]生まれの専業主婦であり、[]学校卒業後、[]会社の[]、昭和[]年に結婚しその後も60歳までパートなどとして稼働し、平成[]年に夫が他界し後、娘家族と二世帯住宅に暮らしているものの、一人で生計を立てて暮らしている者である。

下記本件取引開始当時、原告は2か月あたり43万円程度の年金を受給しており、資産は600万円程度の預貯金と1600万円の定期預金、投資信託が900万円程度で、これらのほとんどが相続財産であり、これらは、原告のその後の生活資金として費消されることが予定されていたものであった。

原告には、投資信託以外の投資商品や先物取引などの投機商品の取引の経験はなかった。

2 被告ら

被告会社は、一般消費者に対する無差別の勧誘を端緒として、「海外市場における商品先物取引の受託」等を業とすると称する株式会社であるが、金融取引に関するいかなる許可・登録とも無縁の、いわゆる「ブラック業者」である。

被告菅原[](以下、「被告菅原」という。)は、下記本件取引当時、被告会社の代表取締役であった者である。

被告守屋[](以下、「被告守屋」という。)は、被告会社の従業員であつ

た者、被告数馬■（以下、「被告数馬」という。）は被告会社の「管理部・お客様相談室 部長」の肩書きを、被告秋葉■（以下、「被告秋葉」という。）は「営業部 副部長」の肩書きを、被告竹内■（以下、「被告竹内」という。）は、被告会社の「営業本部長」の肩書きをそれぞれ有する幹部構成員として、被告会社における違法な詐欺商法を共同して遂行した者らである。

第3 事実経緯

1 平成21年2月中旬ころ、被告会社の従業員である被告守屋から原告方に「銀行で寝ているお金はありませんか。少しでも増えるからやってみませんか。近くを廻っているので、少ししたら行けますから話に行きましょう。」という電話があり、その日の内に被告守屋と同数馬が原告宅を訪問してきた。

被告守屋及び同数馬は、原告の家の中で「金利がよい」などの話をし始め、原告が「足が悪いので一人では銀行にいけない。」などと話をしていたところ、階上に住む原告の娘（■）が通りかかり、被告守屋に何をしているのかと問い合わせたと「投資の話をさせていただいているんです。」と言つたため、原告の娘が「要りません。帰ってください。もう来ないで下さい。」と言つて追い返した。

2 平成21年2月23日、原告宅に被告守屋から電話があり被告守屋は「娘さんにわかるといろいろ言われるから、広場のあたりで待っています。」と言い、原告は通称「■」に呼び出された。

被告守屋は「銀行で寝かせていてもお金は増えませんが私に預けてもらえば少しづつでも増えます。」とそればかり言うので、原告は金利のよい預貯金と誤信し100万円を預けると被告守屋に伝えると、被告守屋は口座開設申込書と重要事項の説明確認書に署名捺印をさせた。原告に手渡された書類は、上記書類の控えのみであり、海外商品市場における先物取引委託の手引き、売買取

引委託契約書などは一切手渡されず、海外先物取引であること、ドル建てであること、原油の取引であることなどの話も全くなかった。

- 3 同年3月中ごろ、被告守屋から原告宅に電話があり「先月よりも良くなっていますので、いい利息がつきますよ。もう少し額を増やしたらどうですか」と電話があり、原告の足が悪いことを知っていた被告守屋は「車で銀行までおきますよ」などと言ったため、原告は銀行預金を引き出し、被告会社に預け換えることとした。
- 4 同年3月30日に被告守屋と原告は「[REDACTED]」で待ち合わせをし、被告守屋は原告の取引銀行まで車に原告を同乗させ、[REDACTED]で58万円（内8万円は原告が自ら使用する分として）、[REDACTED]で50万円を引き出させ、車内で合計100万円を現金交付させた。一度にたくさんのお金を一つの銀行から引き出すと怪しまれると被告守屋が言つたため、翌日以降数回に分けて現金交付することとし、「[REDACTED]」で会うことを約した（以降、被告らと原告は常にこの「[REDACTED]」で待ち合わせている）。
- 5 翌31日、被告守屋と原告は待ち合わせをし、被告守屋が原告を車に同乗させ、[REDACTED]で100万円を引き出させ、原告は被告守屋に車内で100万円を現金交付した。被告守屋は次回から担当が被告秋葉に変わるといった。
- 6 同年4月2日、被告秋葉と原告は待ち合わせをし、被告秋葉が原告を車に同乗させ、[REDACTED]で100万円を引き出させ、原告は被告秋葉に車内で100万円を現金で交付した。
- 7 同年4月21日、原告は被告秋葉に呼び出され、車に同乗して金をおろしにいった。原告が[REDACTED]で100万円の定期預金を解約しようとしたところ、印影が異なったため引き出せず、[REDACTED]で100万円を引き出せられることになり、原告は被告秋葉に車内で100万円を現金交付し、翌日会う約束をした。

- 8 同年4月22日、原告は、被告秋葉に車に乗せられて金を工面しに回り、りそな銀行で100万円を引き出し、原告は被告秋葉に車内で100万円を現金交付し、24日に会う約束をした。
- 9 翌23日、原告宅に被告会社とは別の投資会社の女性から電話があり、投資の話をしたため、原告は既に被告会社に金を交付している旨話をすると、どういう契約か見たいといい、翌24日に来訪したいといい、原告は連日100万円ずつ現金を交付させられていることに疑問を感じはじめていたため、その女性に相談をしようと思つて来訪を許した。
- 10 翌24日、原告宅に上記女性が来訪したところへ、長女が階下に来たため、その女性は「ハイ・トレードはおかしなところだから気をつけたほうがよい」と言つたため、長女が消費生活センターに相談の電話をした。
同日、原告がいつものように10時に「[]」に現れなかつたことから、被告竹内が原告宅に来訪してきたので、長女はこの取引をやめる旨被告竹内に伝え、センターの指示とおり、原告自筆の手仕舞いのFAXを送信した。
- 11 同年5月1日、同年4月27日付の売買報告書を見て、長女らにもその見方がよくわからなかつたが、損をして終了しているようであり、消費者センターのアドバイスに従い、原告は全額の返金を求める旨のFAXを被告会社に送信した。
- 12 その後、被告会社からなんらの連絡もなく、精算金の返金もないため（現在もなされていない）、原告は平成21年5月14日に原告訴訟代理人に本件被害を相談して本件損害賠償請求事件を委任した。

第4 被告従業員らの違法行為

上記のとおり、被告会社従業員らの行為には、高齢者方に不招請勧誘及び再勧誘を行い、その年齢及び収入・資産、投資経験、知識・能力からして明らかに投

機的取引の適格を欠く原告に、断定的な判断を提供し、説明と呼べるような説明を全くせず、交付しなければならない書類も一切交付せず、連日車で金融機関に連れ回して金を交付させ、海外先物取引の証拠金名下に、原告の老後の生活資金として費消されることが予定されていることが外形上疑いのない資産を奪つたものであり、正常な金融商品取引秩序を逸脱することはもちろん、高齢者の平安な老後の経済生活を確保しようとしている国民全体の志向するところと全く対立する反社会的行為であって、公序良俗に反す強度の違法性を帯びる行為であることは明らかである。

第5 被告らの責任

1 本件取引における被告会社従業員らの違法行為は、上記本件取引の経過・態様等に照らし、被告会社の通常の取引受託業務とは異質な偶発的なものと考えることはできず、むしろ、被告会社の営業方針・営業姿勢に由来する構造的現象ともいるべきものであって、被告会社は被告菅原の使用者としての責任（民法715条第1項、同709条）を負うにとどまらず、法人として固有の不法行為責任を負うといるべきである。

そして、被告会社における本件商法は、この種商法の例に漏れず、無差別の勧誘を行う者、取引に引きずり込む者、金を工面させる者、取引に引き留める者、取引を拡大させる者、苦情に対応する者、という役割が分担されて組織的に遂行されたものであるから、被告守屋、同數馬、同秋葉、同竹内は、違法行為を共同して行った者として、共同不法行為責任を負う（民法719条1項）。

2 上記のとおりの本件取引の態様、及び、原告の属性から原告が本件取引に適合しないことは疑う余地がないにもかかわらず、被告会社においてその勧誘が全く躊躇された形跡がないこと、海外先物取引法の基本的規制ですら遵守されていないこと、適合性原則の遵守やケーリング・オフ規制（海先法8条規制）は、業務遂行上の最も基本的な事柄に関するものであることからすれば、被告

菅原は、違法な商法を従業員らに行わせた者として共同不法行為責任を負い、
そうでないとしても、被告会社の代表取締役としての業務監督義務について任
務懈怠があり、その任務懈怠には、少なくとも重大な過失があったことは明ら
かであり、会社法429条1項に基づく損害賠償責任がある（1項の主張とは
選択的にすることとする。）。

第6 損害

原告が被告らの不法行為等によって被った損害は、下記のとおりである。

- 1 未返還交付金員相当損害金 金500万円
- 2 弁護士費用相当損害金 金50万円

本件のごとき専門的な取引について争いとなっている訴訟事件については、
一般私人が適切な訴訟追行をなすことは到底期待できず、その権利救済のため
には弁護士である訴訟代理人に委任することが必要不可欠であることは明白
であるから、原告がその訴訟代理人に支払うべき弁護士報酬等の全額が、被告
らの本件不法行為（等）と相当因果関係を有する損害であるというべきところ、
原告は、うち50万円を請求する。

第7 結語

よって、原告は、被告らに対し、不法行為（ないし会社法429条1項）に基
づき、請求の趣旨記載の金員及びこれに対する訴状送達の日の翌日（遅延損害金
の起算日は不法行為時であるが、会社法上の責任の遅延損害金の起算日と一致さ
せてご判断を簡便にしていただくこととする。）から支払済みまで民法所定の年
5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

第8 求釈明

本件が、構造的かつ類型的に証拠が偏在している紛争類型であり、請求を基礎

付けうる証拠のほとんどが被告らの所持する文書等であって、原告にとってその早期の入手は訴訟追行の迅速に不可欠とも言いうるものであるし、早期に事実関係を確定し、争点を明確にするためにも有益であるので、被告会社に対し、以下の文書等の開示を求められたい。

なお、本件は、海外市場における商品先物取引の受託に関する被害であり、かつて蔓延したこの種被害の実態に鑑み、被告会社が、海外業者との間で取引を取り次がず、社内に証拠金を留保したり、向い玉を建てるこことによって、取引の委託先としている海外の会社との間で委託証拠金の送金を減じさせて顧客の委託金を自社に留保して会社の運営経費等に流用していた可能性があり、その実態を解明する必要がある。

原告と被告会社との先物取引委託契約に関する、被告会社が所持する、次の文書及び電磁的記録

- 1 委託者別先物取引勘定元帳
- 2 被告会社が、「Hythe Securities Ltd.」社その他英國の商品取引所の会員である取次先から、被告会社との取引状況を報告を受け、確認するために受領した、「Customer Account」、「Status」等と題する文書及び電磁的記の全て（但し、名称の如何を問わず、海外の商品先物取引を受託している市場の会員ないし、その会員に顧客の注文を取り次ぐ海外の業者から、被告が、その顧客の注文を執行するためになした取引の取り次ぎ状況について報告を受けるために受領した文書等の一切）
- 3 被告会社が海外業者にした送金履歴の全て

証拠方法

追つて提出する。

付属書類

- | | |
|----------|----|
| 1. 訴訟委任状 | 1通 |
| 2. 資格証明書 | 1通 |
| 3. 訴状副本 | 6通 |

以上

これは正本である。

平成 23 年 11 月 21 日

東京地方裁判所民事第 28 部

裁判所書記官 古里洋

